自動化ゲートの利用者数は、導入翌年の平成20年には約20万人であったが、平成26年には約169万人にまで増加しており、今後、更に効果的な広報活動を実施し、利用者数等の増加に努めていくとともに、利用者数の増加に適切に対応し、その円滑かつ効果的な運用にも努めていく。

また、平成26年改正入管法により、現在は自動化ゲートの利用対象となっていない新規入国の外国人のうち、「信頼できる渡航者」と認められた外国人について自動化ゲートの利用対象者に含めることとし、今後、同制度の円滑かつ効率的な運用に向けた取組を積極的に進めていく。併せて、外国との二国間の連携によっても出入国手続の迅速化・円滑化を図るため、双方で信頼できる渡航者とされた者については自動化ゲートの審査対象とすることについても検討を進めていく。

さらに、法務省では、日本人の出帰国審査における顔認証技術を活用した自動化ゲート導入の適否について検討するため、平成26年度に実証実験を行い、外部有識者からなる「出入国審査における顔認証技術評価委員会」において、技術的な観点から、実験結果を分析・検討したところ、ＩＣ旅券のＩＣチップから読み出した顔画像と空港内で静止して撮影した顔画像との１対１照合については、「顔認証技術を日本人の出帰国審査に活用することについて十分可能性があると評価できる」とされた。

ただし、更なる顔認証技術による確実な認証のためには、誤拒否の発生を最小限にとどめることが肝要であることから、①空港で撮影する顔画像等を顔認証に適したものとすること、②不正利用を意図する者への対策を採ること、③利用者の視点を踏まえたユーザビリティに優れた機器とすること等が、活用に向けた今後の検討課題とされた。

今後、残る課題を踏まえつつ、諸外国の取組状況をも参考にしながら、顔認証技術の導入について速やかに検討を行っていく。

イ　クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化

近年、地域経済の活性化のため観光クルーズ船の誘致活動が活発化しており、我が国の海港への入港と外国人旅客数が増加している。観光クルーズ船には１隻に数千人規模の旅客が乗船しており、寄港時間が限られていることから、その入国審査手続の円滑化が求められていた。入国管理局では、寄港地上陸許可制度等を活用して、迅速な入国審査に努めていたところであるが、平成26年改正入管法において、クルーズ船乗客に対する入国審査手続の一層の円滑化のため、新たな「船舶観光上陸許可」の制度が設けられた。

出入国管理行政としては、前記制度の円滑な運用に取り組んでいくとともに、クルーズ船の外国人旅客に対する入国審査の更なる迅速化・円滑化に向けて、公海上の外国籍船舶内で臨船審査を行うための方策等積極的な検討を行っていく。

ウ　その他の観光立国実現に資する取組

その他、今後も入国審査官の機動的な配置等を実施していくほか、数次乗員上陸許可を受けた外国人乗員を自動化ゲートによる審査の対象とすること、在留外国人が自動化ゲートを利用する際に提出する出入国記録カードを電子化すること等について検討を行っていく。

さらに、我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の実現に向けて、関係省庁と連携し、具体的な対象や実施方法等の検討を進める。

また、引き続き、セカンダリ審査（２次的審査）の実施や関係機関との連携等により、厳格な入国審査を確保するとともに、一層円滑な入国審査に努めていく。

6　安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

⑴　課題等

我が国の治安や国民の安全を守るには、テロリストや不法滞在を行おうとする者等の入国を水際で確実に阻止することが必要であり、このような外国人については、速やかにかつ確実に国外に排除していかなければならない。これもまた、出入国管理行政が担う重要な使命であり、シリアにおける邦人拘束・殺害事案の発生を受けて、水際対策の重要性は高まっている。これまで、不法滞在者については、個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した厳格な上陸審査の実施を始めとした水際対策、警察と連携した積極的な摘発の実施、出国を促す施策として平成16年に施行された出国命令制度の活用、在留特別許可に係るガイドラインの策定、それらの広報の実施等各般の対策を行ってきた。この結果、平成26年１月時点の不法残留者は約５万9,000人にまで減少し、これは最も不法残留者の多かった平成５年（約30万人）と比べると、約80％の大幅な減少である。

ただし、ここ数年、不法残留者は、小口・分散化し、従前よりも摘発が困難となってきたことに加え、入国者数の大幅な増加に伴って、これまで減少を続けていた不法残留者数が、平成27年１月時点で増加に転じたことも踏まえ、これまで推進してきた不法滞在者対策の手を緩めることなく、引き続き強力に実施していく必要がある。

さらに近時は、身分や活動目的を偽って不正な手段で在留資格を得た上で、実態としては在留資格に該当する活動を行わずに不法就労等を行う者などのいわゆる偽装滞在者に係る偽装態様が多様化している。在留資格と活動実態との不一致は、違反事実が比較的確認しやすい不法残留とは異なり、立証等に困難を伴うため、これらの者に対する対策を強化していく必要がある。そのため、在留資格の取消しを効果的かつ積極的に活用することのほか、虚偽の申請で在留資格を取得した場合に刑罰を科すための罰則規定を新たに設けることも、検討する必要がある。

また、退去強制令書が発付されているにもかかわらず、送還に応じない者の収容が長期化し、さらに、仮放免中の者が増加していることから、これらの者の早期送還に向けた更なる取組が必要であるとともに、被収容者の体調管理等長期収容にまつわる諸問題への適正な対応にも努めていかなければならない。

⑵　今後の方針

ア　テロリスト等の入国阻止に向けた厳格な出入国審査等水際対策の実施

①　個人識別情報を活用した上陸審査の推進

入国管理局においては、平成19年11月から、個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した上陸審査を実施し、同一人性を迅速かつ確実に特定できるようになったため、これによって上陸を阻止することができた者の人数は、同制度の運用開始から平成26年12月末までの間で計5,219人に上っている。このほか、同制度の導入により我が国への入国を諦めた者もいると考えられることを考慮すると、相当の効果があったものと考えられる。

今後も、同制度の効果的な運用を推進し、一層厳格な上陸審査を実施して、テロリスト等の入国を水際で確実に阻止していく。

さらに、顔写真の水際対策への活用等新たな技術の運用についても検討していく。

②　関係機関との連携による情報を活用した水際対策の強化

平成26年改正入管法において、航空会社等に乗客予約記録（ＰＮＲ）の報告を求めることができる旨の規定が設けられ、予約を行った旅客のみならずその同行者に関する情報等より多くの情報を当該旅客の入国前に入手することができるようになった。乗客予約記録を活用して、テロリスト及びその関係者、不法入国者等出入国管理上問題のある者に関する傾向を分析することにより、そのような者が我が国に入国する前により確実に特定し、その入国を阻止するとともに、これら以外の問題のない外国人について、円滑かつ迅速な上陸審査を行っていく。

また、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）の紛失・盗難旅券データベース情報を活用し、今後も紛失・盗難旅券を行使するテロリスト等の入国を水際で確実に阻止していく。

今後も、このような内外の関係機関との連携の強化を図り、偽装滞在や不法滞在を企図する者等に対する厳格な上陸審査等を行っていく。